



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和4年 12月 25日

東京都知事 小池 百合子様

<緊急要請>

「公示」（東京都環境影響評価条例第五十九条第1項）による、
「実施制限の解除」（条例第六十一条）を行わないでください。

（一社）日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良

（一社）日本イコモス国内委員会

文化的景観小委員会主査 石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

（株）文化財保存計画協会 気付

法人名：（一社）日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org



記

令和4年度「東京都環境影響評価審議会第10回総会」が、都民、「神宮外苑
の自然と歴史・文化を守る国会議員連盟」、東京都都議会、マスコミ、（一社）
日本イコモス国内委員会等に、十分な周知の期間もなく、突然、2022年12月
26日（月）午前10時開催されることに、強く抗議いたします。

小池東京都知事におかれましては、「公示」（条例第五十九条第1項）による
「実施制限の解除」（条例第六十一条）をしないように、強く要請いたします。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2022年12月20日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会第10回総会」の開催の報道発表がありました。

この報道は、都民、国会議員連盟、都議会議員にも、十分な周知期間を与えず、2022年12月19日に、環境影響審議会の再審を「緊急要請」した（一社）日本イコモス国内委員会にも、知らせなかったものです。確認したところ、ほとんどのマスコミも全く知らされておりました。

これは、国会議員連盟「神宮外苑の自然と歴史・文化を守るための決議」（2022年12月吉日）を冒瀆するものであり、「神宮外苑のいちよう並木の確実な保全に関する陳情」を採択した東京都都議会を著しく軽視するものです。また、「いちよう並木」の衰退を隠蔽してきた事業者の東京都環境条例7条違反を指摘し、再審を求めた（一社）日本イコモス国内委員会の要請を闇に葬り去るものです。

東京都の小池百合子知事におかれましては、2022年5月26日、事業者に向けて「神宮外苑地区におけるまちづくりに関する要請について」を発しておられ、「一本 一本を大切に扱い、神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。とりわけ神宮外苑の象徴である4列のいちよう並木の保全には万全を期すこと」と述べておられます。都民は、都知事の、この高らかな宣言に「志」を確認し、文化的資産を未来の世代に継承していくリーダーとしての決意を表明されたことに、大きな期待を抱いておりました。

もし、2022年12月26日に開催される環境影響評価審議会総会で、小池都知事が多くの世論を踏みにじり、神宮外苑再開発事業を容認された場合は、その責務は極めて重大であると思います。

小池知事におかれましては、都民の多様な意見を真摯に受け止め、外苑再開発を見直すために、「環境影響評価書」の再審が必要であり、条例第59条第1項の「公示」を行わず、本事業の「実施制限」（条例第61条）を解除しないことを、緊急に要請いたします。

以上